

平成28年(ワ)第2572号 損害賠償請求事件
原告 山口 薫
被告 学校法人同志社

準 備 書 面 16

一 主張整理案1に対する意見 一

平成30年8月16日

京都地方裁判所第6民事部合議はD係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 辰 巳 裕 規

1. 主張整理案2頁

原告の総合政策科学研究科でのご指摘の担当科目は平成24年度担当との理解で結構です。

2. 主張整理案3頁以下「ア」について

アについて原告は、整理案にあるとおり、専門分野ではない科目の教授を強要されたことを違法であると主張しているところですが、同時に、ゲストスピーカーという「教員の資格」を有しない「ゲストスピーカー」に講義を担当させるという違法行為を原告に強要したことも違法と主張しているところです(原告準備書面2・2頁「第2.3及び4」、原告準備書面12・1頁、原告準備書面14・1頁以下)。原告も「科目強要の違法」と整理している争点ですが、厳密には、「専門ではない科目を原告に強要した違法」と「ゲストスピーカーという教員資格を有しない者に講義を担当させる違法への加担を強要した違法」に整理できるところであり、この点も付記をご検討願います。

3. 主張整理案4頁以下「イ」について

主張整理案にありますように、近藤委員長が原告のみを指導担当教員から外すという差別的な扱いは違法行為を構成しますが、あわせて、教授会自治は憲法23条が制度的に保障する「大学の自治」の根幹であり(原告準備書面1・2頁以下)、これを受けて学校教育法93条1項は「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない」と教授会自治を定めています。差別的な扱いは当然許されませんが、同時に原告は、教授会における審議・承認を経ずに指導担当外しを行うことも違法と主張しているところです(訴状5頁・原告準備書面14・2頁)。「差別的扱い」とともに「教授会における審議・承認を経ずに担当を外した扱い」は、原告に保障された教授の自由を侵害する行為であったことの付記をご検討願います。

4. 主張整理案5頁「ウ」について

(1) 概ね主張整理案の記載で結構ですが、教授の内容や方法への安易な介入が許されないことは、学問の自由・教授の自由の根幹をなすものであり、科目適合性についての適正な手続も学問の自由・教授の自由由来していることはご留意願います。

(2) 5頁「ウ」の冒頭ですが、「原告は、平成21年に被告のビジネス研究科にGMBAが設置されて以降、毎年、ビジネスエコノミクス講義を受け持ってきた」とあります。その通りではありますが、システムダイナミクスの手法も用いた経済学の講義が「偏った経済学」とであると扱われ、科目担当から外されていることから、GMBA設置前、「平成16年4月1日開学のビジネス研究科に原告が招聘された時からシステムダイナミクスの手法も用いた経済学を教授することを招聘の条件として任用されていること、以後、システムダイナミクスの手法も用いた経済学の科目担当が認められてきたこと、GMBAが設置された後も、システムダイナミクスの手法も用いたビジネスエコノミクス講義を受け持ってきたこと」(原告準備書面3・2頁)というような整理を希望いたします。

敷衍するに、平成16年の開学以来、原告は日本語クラスの「ビジネス経済学」(一時期必須科目扱い)を担当し、ここにおいてもミクロとマクロを同時に講義をしてきました。そしてGMBA設置後は、これと同じ内容の講義を英語科目として「ビジネスエコノミクス」として同様に行ってきたのです。そして、このミクロ・マクロの講義の際に、システムダイナミクスという分析手法(なお、このシステムダイナミクスで用いるソフトである Vensim PLEは、誰でも無料でダウンロードでき、エクセルのように有料ではないので、受講生にはこのソフト使用に関して経済的負担は一切発生しません。よってMITを始め世界中の大学院ビジネススクールでも広く利用されています)を活用することも含めた講義を行ってきました。平成24年度秋学期入学の受講生は全員、この春学期(平成25年4月から)の Business Economics 受講の前提条件(必須科目)として、秋学期に Business System Dynamics の講義を受けており、全員合格していました。Business Economics は、この講義内容を前提としており、受講生は全員システムダイナミックの手法を理解していたのです。まとめると、平成16年度開学以降、日本語クラスにおいて「ビジネス経済学」を担当していたこと、講義の内容にはミクロ・マクロが含まれていること、それがGMBA開講後も英語クラスで「ビジネスエコノミクス」で行われていたこと、その講義において分析手法であるシステムダイナミクスの手法も用いた講義となっていたことを踏まえていただけましたら幸いです。

5. 主張整理案7頁

事実経過(事情)としては、他の国際プログラム委員会に所属する教員の加担も存するところですが、争点の整理としては、権利侵害主体は近藤委員長のみという整理で構いません。

6. 主張整理案11頁「ク」について

主張整理案の通りですが、八田学長は、平成25年1月11日午前0時21分のメールで「メールを拝見させていただきました。このような事態が生じているのを初めて知りました。先生からの添付ファイル以外、状況が分かりませんので、しばらく情報収集と検討の時間を頂ければと思います。取り急ぎ、ご連絡まで。八田英二」と返信しているにも関わらず（甲30）、その後何らの措置も講じていません（原告準備書面8・5頁以下）。このメールを返信した後は、沈黙する程度を貫き通し、何らの是正措置も講じなかったなどとすることをご検討ください。

以上ご検討よろしくお願ひ申し上げます。